



大規模災害時における車両移動訓練を実施します

～緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保します～

小樽開発建設部では、災害対策基本法に基づく放置車両の移動訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

平成26年11月に改正した災害対策基本法（別紙1参照）により、大規模災害時において、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による訓練を実施します。

記

1. 開催日時 令和元年12月5日（木） 14:00～15:00

2. 開催場所 小樽開発建設部 小樽道路事務所構内（小樽市長橋4丁目14-34）

3. 参加機関 小樽開発建設部、小樽道路事務所、維持除雪工事受注者

4. 訓練内容

国道上において、暴風雪に伴い上下線とも立ち往生車両によって走行車線が閉塞された状況を想定し、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、走行車線上の車両を除雪車で牽引する等、移動させる訓練を実施します。

5. その他

取材を希望される方は、12月4日（水）17時までに下記の問い合わせ先にお知らせ願います。（現場での安全確保のため事前に取材申し込みいただくこととしています。）

なお、荒天等により中止となる場合は、当部から取材を希望された方へお知らせします。屋外での実施となりますので、各自防寒対策をお願いいたします。

ShiriBeshi
「世界の後志」を目指して

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

道路防災推進官

沢田 孝之（電話 0134-33-0525）

工務課長

佐々木博一（電話 0134-33-0525）

（小樽開発建設部ホームページ）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>



災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

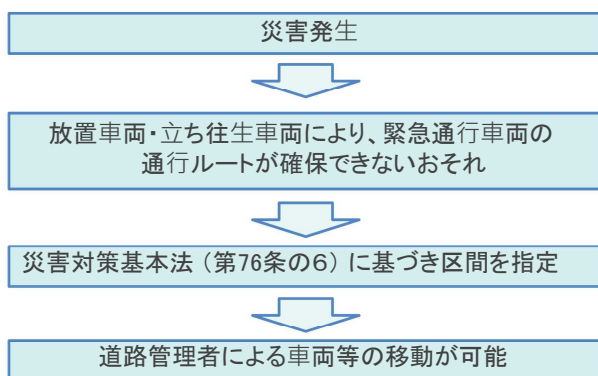
国土交通省北海道開発局
小樽開発建設部

災害対策基本法改正の概要

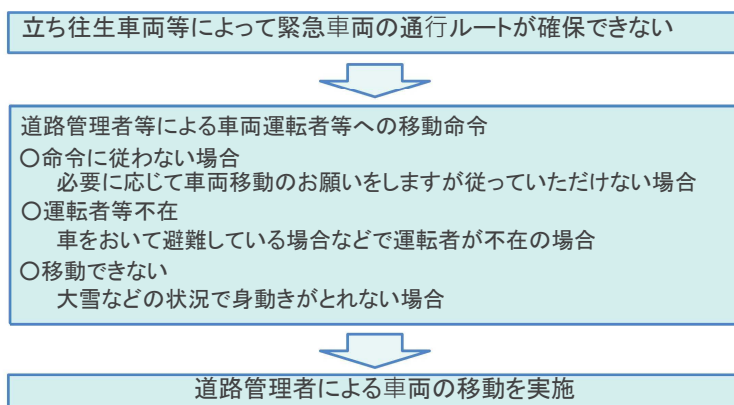
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。
※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
**24時間受付
道路緊急ダイヤル
#9910** (全国共通番号)
※通話料は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
パソコン▶<http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
スマホ ▶<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック

北海道地区道路情報
道路規制情報、道路気象情報、道路画像
情報をWebページで確認
パソコン▶<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況

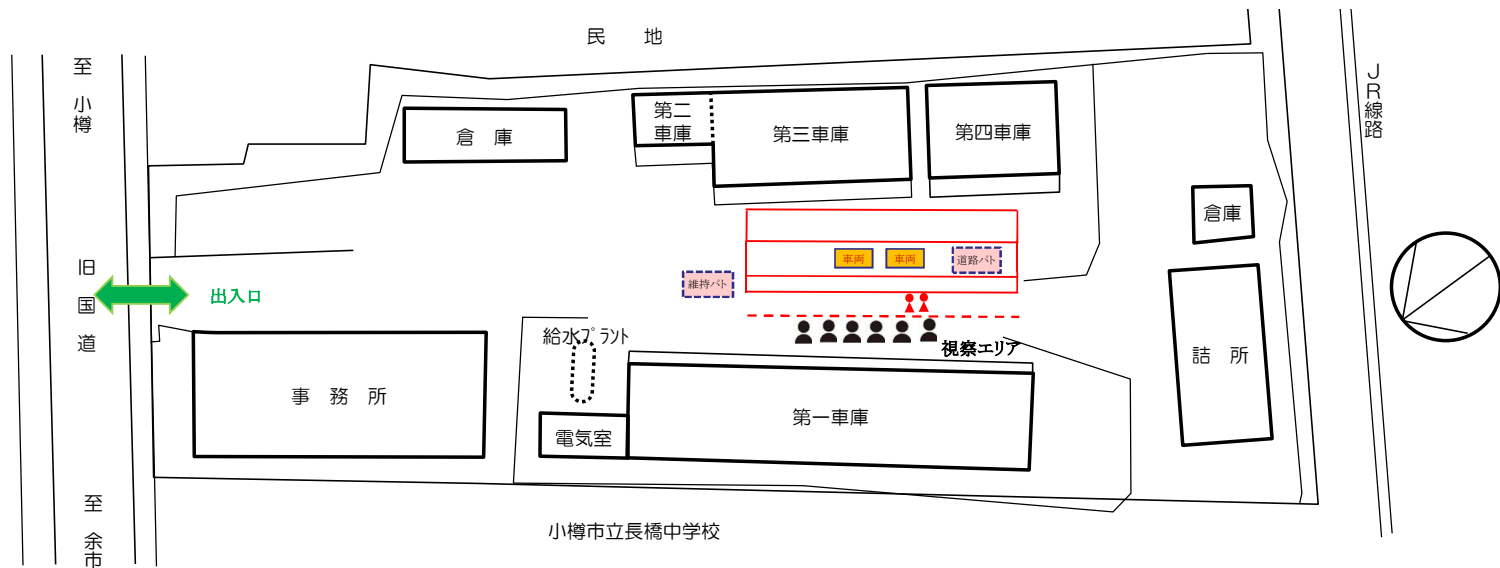


登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況

屋外訓練（車両移動）実施概要図



昨年度訓練の除雪車による牽引状況

